

～牛飼養農家の皆様へ～

ランピースキン病が拡大しています！！

1 ランピースキン病とは

ランピースキン病ウイルスの感染により、皮膚の結節を特徴とする牛の伝染病です。

令和6年11月に福岡県及び熊本県において国内で初めて感染が確認されました。

このウイルスに感染しても死亡率は数%と低いものの、効果的な治療方法がなく、2次的な細菌感染を起こすこともあり、自然治癒するまでに長期間かかる場合もあります。

なお、本病に罹患した牛及びその生産物（肉や生乳）から人に感染することはありません。

2 主な症状等

皮膚の結節や水腫、発熱、抑うつ
鼻汁、リンパ節の肥大、泌乳量の低下
脚の腫れ、鼻や目の出血等



皮膚の結節（写真：農林水産省提供）

3 農場への侵入経路

- (1) 感染牛の導入・移動
- (2) 吸血昆虫（蚊、サシバエ、アブ等）による媒介
- (3) ウイルスが付着している飼料、水、器具の持ち込み

※ ウイルスは環境中で長期間生存します。

- ・皮膚病変中：40日以上
- ・血液中：2週間以上
- ・日陰であれば、環境中に数ヶ月生存したという報告もあります

4 農場に侵入させないために

- (1) 導入牛の隔離観察、牛の出荷や移動前の健康観察を徹底しましょう
- (2) 吸血昆虫対策を実施しましょう（殺虫剤の散布、粘着シートの活用等）
- (3) 使用する器具の洗浄・消毒をしましょう（逆性石鹼）
- (4) 注射針は1頭1針
- (5) 農場外で使用した器具等を持ち込まないようにしましょう（持ち込む必要がある場合は消毒を徹底しましょう）

5 ランピースキン病を疑う症状を発見した際の対応

- (1) 診療獣医師及び畜産事務所に連絡
- (2) 症状のある牛を隔離

6 ランピースキン病と診断された際の対応（発生農場）

- (1) 診断された牛の移動自粛及び生乳の出荷自粛
- (2) 畜舎の消毒、敷料、排泄物等の消毒、共同利用施設への出入り時の車両消毒
- (3) 同居牛の経過観察及び移動自粛

※ 移動自粛の期間等は、ランピースキン病防疫対策要領に基づき実施されます。

- ・ 目安：最終確認から28日間経過後

7 その他

ワクチン（※）は、発生地域のみには使用が推奨されており、国との連携が必要です。

※ 国内未承認ワクチン（国による備蓄ワクチン）

～問い合わせ先～

広島県西部畜産事務所 防疫課 電話：(082) 423-2441（直通）

広島県東部畜産事務所 防疫課 電話：(084) 921-1311（代表）

広島県北部畜産事務所 防疫課 電話：(0824) 72-2015（代表）

農林水産局畜産課家畜衛生グループ 電話：(082) 513-3607（直通）